

金田一京助「現代かなづかいの意義」の意義

大木正義

序

小論は表題の件につき私見を述べるものであるが当該の論文の意義を問題にする理由につき一言しておきたい。金田一の当該の論文（以下、金田一論文と仮称する）につき倉野憲司に反論がある。金田一論文と倉野論文の一節を次に引用する。

(1) 「旧かなで、は、ひ、ふ、べ、ほと書いて、り、い、う、え、オと発音する語は……」というのは、委員会で評議にかけた文句である。こう言うことによつて、一瞬にして、どういう語のことか、一般人および専門家に思いあたらせるために言う語である。（中略）新かなづかいのすべての条文はみな、そう言って教え子を導けといつもりではなく、單に五分か一〇分間に、こんどの方針を旧かなを知る人々に理解させるための概括なのである。（金田一論文）

(2) このやうな楽屋落ちの原則を一般国民に示されたのではたまたものではない。言ふまでもなく目的は歴史的仮名遣ひの改定により、歴史的仮名遣ひを知つてゐる者に対する原則であつて、一般大衆の理解の場外にあるものである。真に一般大衆のためとなれば、よろしく第二類以下と同様に、イの音はい、エの音はえ、オの音はおと書くといふやうな、誰にでもわかる原則を立てるべきではなか

つたであらうか。（倉野論文。「仮名遣ひの問題——桑原武夫氏の所説について」〔「文芸と思想」昭28・7〕）

倉野の反論の眼目は「現代かなづかい」の規則の立て方の改正の提案という点にあるのであり、金田一が「委員会」のことを公にしたそのことについても否定的である。「樂屋落ちの原則を一般国民に示されたのではたまつたものではない」というところにそれがうかがえるが、私はこの点を評価する立場に立つ。すなわち、「樂屋」を国民に示したという点を評価したいのである。金田一論文は文部省発行の「国語シリーズ」に公表されたものであるが、そこにおいて「樂屋」を国民に示したことは高く評価されてよいと考える。委員会の判断や模様などは制定当局の公にするところではなかつた。それを制定の関係者の一人である金田一が公にした態度は戦後の時代にあつて歓迎されるべきことであつたし現在においても期待されてよいことである。

小論は右のような立場に立つて金田一論文の評価されてよい側面を明らかにしようとするものである。昭和21年に制定された「現代かなづかい」はその性質上、国民の理解を求める円滑な実施を目指さなければならぬものであった。とすれば「普及」は最要件の一つであるはずである。金田一論文はこのことに最も自覚的なものであったのである。以下、安藤正次の論文との比較などを通してこの点を明らかにしてみたい。国語政策は現在においても実施され新しい課題にも取り組

んでいるが、そうしたことの「普及」の在り方、国民の対し方などに金田一論文は多くの示唆を与えてくれていると考える。

本論

表題に掲げた金田一の文章及び内容を安藤正次の論文「現代かなづかい」と比較しその特色を明らかにすることによって当該の論文のもう意義の一端に迫りたい。

金田一論文は、昭和27年6月刊行の文部省編「国語シリーズ8」に発表された。『現代かなづかい』(昭21内閣告示・訓令。以下『』)を付す)制定の関係者の一人として、我が國の仮名遣いの歴史をあとづけ『現代かなづかい』の意義と内容について解説したものである。金田一は制定当時の国語審議会委員であり同かなづかいに関する主査委員でもあつたが『現代かなづかい』を支持しその円滑な普及を目指している。行論からはより徹底した発音主義の立場にあることもわかる。この金田一論文の文章及び内容の特色を明らかにするためには同趣の論文との比較が必要である。先掲の安藤論文がそれである。この論文は、『国語国字問題を説く』(昭23・2)の第七章として書かれたものであり金田一論文と同じ立場でものされている。制定当時の国語

『現代かなづかい』の普及のためにその意義と内容を説くということになればその社会的立場からみて安藤論文に勝るものはない。金田一論文は不要ではないかと疑われもする。両論文の比較はこの答えをも用意するであろう。金田一論文は安藤論文の約四年後に書かれている。この四年の間に何があったのか。金田一論文はこの四年を受けてものされたにちがいない。そうしたことを無視して独善的に筆を執ったとは考えられない。安藤論文をはじめ先行の諸論文を踏まえているとみるべきであろう。安藤論文との比較はこうした予想にもなにがしかの答えを用意するであろう。

両論文はその性質上、『現代かなづかい』の「まえがき」と細則などの解説が主眼となっている。その説き方の違いに注目するが序に当る部分の違いの指摘から始める。上段に安藤論文、下段に金田一論文の本文を示す。

△比較△

昭和二十一年九月二十一日に、国語審議会は、その総会において、現代かなづかいを決定したが、これは、同十一月十六日に内閣訓令第八号、同告示第三十三号で公布された。その訓令の全文は、次のとおりである。

国語を書きあらわす上に、従来の、かなづかいは、はなはだ複雑であつて、使用上の困難が大きい。これを現代語音にもとづいて整理することは、教育上の負担を軽くするばかりでなく、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが大きい。それ故に、政府は、今回国語審議会の決定した現代かなづかいを採択して、本日内閣告示第三十三号をもつて、こ

いまだかつてない敗戦下に、三度アメリカに国語反省の機会を与えた。教育使節団が来てみて、農村や工場の青年たちの、新聞の政治面を読むことができないのを実地検討して、これでは、いつ日本ができないかと言つて、いわゆる言語改革の勧告をつけられることになったからである。

こうして、国字・国語問題は、終戦の秋から始まった。翌年の元日の詔は、前例を破ったやさしい用語で発せられたのがまずその第一声とも見られるものだった。

次いでこの四月、山本有三氏の提唱による「国民の国語運動連盟」ができた。その月にアメリカ教育使節団のマ元師への報告、言語改

審議会会长であり同かなづかいに関する主査委員長であった安藤が『現代かなづかい』の円滑な普及を目指してものしたものである。こうした安藤論文は金田一論文との比較に堪え得ると考える。

れを告示した。今後各官庁においては、このかなづかいを使用するとともに、広く各方面にこの使用を勧めて、現代かなづかい制定の趣旨の徹底するよう努めることを希望する。

前章にも述べたように、わが国の書きことばについては、かなり古い時代から、かなづかいをどうするかが、重要な問題とされ、その問題の焦点は、古かなづかいをそのまま現代語を書きあらわす場合の準則として認めるか、現代語を書きあらわすには、別の準則を認めるかどうかにある。今までこれがいかにとりあつかわれて来たかの大体はすでに記述したところであるが、新たに制定された「現代かなづかい」では、これがどんなふうになつてゐるか。

両論文を比較してみると、共通の内容もあるが異なるものが目にとまる。右に示した内容は両論文内のこれ以後には現れない。とするとこの異なりは、安藤論文を念頭に置いた上での金田一論文の創意の一端を示すものとみてよいであろう。安藤論文は訓令文を示すことによって『現代かなづかい』の制定の趣旨を明らかにすることを眼目としている。金田一論文はこれを承けていない。教育使節団の言語改革の勧告のあつたことを明らかにし改革が急務であつたこと、改革の機も熟していたことを明らかにしている。

(ア) 比較 2

第一の項目の現代の語音にもとづいてことばを書くということは、「現代かなづかい」の性格を規定する要件の一つであるが、それが現代語をかなで書きあらわす場合に限られることは当然である。古かなづかいは、過去のことばの世界、口語の世界のものとした。そこには不合理性があつたのであるから、今これを引きなおして、現代語音にかなづかいの準則をみとめようとする。その新らしいかなづかいの適用範囲が現代語に限られることはいうまでもない。その適用範囲を過去に及ぼすようなことがあると、それはまた、逆に現在をもつて古を律するという不合理なことになるであろう。

まえがきに、「このかなづかいは、現代語音にもとづく」と触れた意味は、こうである。旧かなづかいは、平安朝の語音に基づいたものであるが、この現代かなづかいは、現代語音に基づくものだというのであって、語音といったのは、音韻というにひとしい。国語調査会時代の言い分では、旧かなづかいを歴史的かなづかい、新かなづかいをば表音かなづかいと呼んだ。そのころはこの表音的というのを盛んに唱導したものであるが、今日は、音声と音韻とを区別し、音標文字は音韻を表記するものではあるが、音声は音盤などでなければ書くことができない現象であるとする。表音的ということが、もし発音どおりを書く意味だとすると、それは、せいぜい表音記号であつても、必ずしも正字法(=かなづかい)で

革とローマ字採用との提案が発表されて、国字・国語問題百年の懸案解決の機会が熟した。こうして、今回の当用漢字の選定と新かなづかいの創始となつた。

今回の新かなづかいは、かねて国語審議会が、かなづかい主査委員会を設けて審議してきたところの案で、二一年九月の総会にかけて、決定し、一二月一六日に、内閣訓令第八号 内閣告示第三三号で、「現代かなづかい」として公布されたものである。その全文は次のとおりのものである。

次に『現代かなづかい』の「まえがき」の解説の仕方を比較しよう。「まえがき」の原文は三項目から成り、「一 このかなづかいは、大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。」「二 このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。」「三 原文のかなづかいによる必要なもの、またはこれを変更しがたいものは除く。」とある。それぞれを仮に(ア)(イ)(ウ)としその解説の仕方を比較してみることにしたい。

はない。(そう言つて、橋本進吉博士のことき、「表音式かなづかいは、かなづかいにあらず」と道破したほどである)だから今まで、どこにも、新かなづかいを表音的かなづかいとは呼んでいないのである。ただ基礎を、現代語音におくという点を明らかにしただけである。(中略)正字法は、発音記号ではないからそれでよろしいという立場であるのに、世間では、まだ明治時代のように、表音式かなづかいであるもののように考え非難しているむきがあるが、これは当局の進歩に反して非難側の旧態依然たるものである。

『現代かなづかい』の公布に際し安藤正次は主査委員長として報告を行つてゐる。その中で、「この制定に当たりまして、準則のよりどころを今にもとめ、現代語の音韻意識によつて書きわけることを本体といたしましたことは申すまでもございません。」と述べてゐる。しか

し「音韻意識」についての説明は行つていない。安藤論文では「音韻」という語も使用しない。しかるに金田一論文では「音韻」についての説明に意を注いでいる。「(中略)」として省略した部では、こう言ひすえて、発音どおりにしたと言わないので、あとに行つてたとえば撓音(はねおん)はあるときはmあるときはnまたはりにそれぞれひびくが、いつもんで統一して書くのは、発音に従わず、

(回)△比較3▽

当代人がそれを一つのものだと考へてゐるその事実に基づくから、それでいいのである。促音も、あとに来る音しだいで、p・k・t・s・ʃ等々にひびくけれども、邦人の音韻観念ではみな「つまる」音だと考へて一つの音に思つてゐるから、それに従つてつで統一して書くゆえんである。

と述べて「音声」と「音韻」の違ひの理解を国民に促している。この促しは一つには「世間では、まだ明治時代のように、表音式かなづかいであるもののように考へ非難してゐるむきがある」ということに配慮してのものであろう。世間の実状へのこの配慮が安藤論文には明示されていなることに注意したい。

まえがきの第二項に、主として現代文のうち口語体のものに適用するという注意を与えてあるのもそのためである。しかしながら、現代の口語文のうちにも古典の引用される機会がある。その場合に、その引用されたもののかなづかいはどうするかには問題があるが、これは引用の目的や事情によつていろいろに考へられる。まえがきの第三項は、その除外される場合を規定してゐるのである。

古文はそのままにしておくので、決して古文までもこのかなづかいで書き改めるということはしないということと、いま一つには、現代文も、全部ではなくて、口語文だけをこのかなづかいにするという意味である。たとえば現代人の作る短歌や俳句や文語体の文章などがあつても、そこまでは及ばない、実用的な口語文の言語活動だけのことだという意味である。現代人でも、時にあるいは文語体の文を書きつづる人がある。現代人の作でも、文語体はこのかなづかいの適用を受けない。そこまではわかるが、では口語で書く口語詩はどうか。非実用的な、芸術の島までは、新かなづかいは追いかけて行く必要もありはしないけれども、こどもの作る童謡などだつ

たら当然新かなづかいで行くであろう。ではその境がわからなくな

る。それだからであろう、作家の側から、口語詩を新かなづかいで作っているのを見かけるし、文部省の教科書でもそういうのが見えたから、今では一般に、詩歌のような芸術的作品でも、口語体のものであつたらこの適用を受けるものとしてあるらしい。(中略) 新かなづかい創始の精神は、新しい時代の国語生活改善の目的であつて、古典をどうしようというのではない。古典は古典としてそのまま鑑賞されるべきものである。ただし、教育者として、同じ口語体が新旧二様の書きかたでは、教えるのに困るというかもしない。

昔は、こう書いたのだと、説明してわかりうる程度にとどめることが、文語の文章に対して、昔はこう活用したのだと、わかりうる程度に説明しておくのと同じことでよいと思う。とにかく、新かなづかいは、明日の国語のためであつて、古典へ指一本さすつもりのないものであることをまえがきの二が明示したものであることをことわっておく。

まえがきの三は、自分で書く場合のかなづかいではなく、たとえば、固有名詞の場合とか、学術的に厳密に引用する必要のある場合等の規定と見るべきものである。すでに古典と見ることも可能である明治の文学を、現代文学を見て、そして一字の改ざんも許さない名文としてそのままのかなづかいにしておくときの理由となるのは、この条文であろう。

「教育者」にも配慮しているが教育の現場への配慮は安藤論文にはない視点である。現状の認識とそれを踏まえての普及という姿勢が金田一論文にははつきりうかがえるのである。

次に助詞「を・は・へ」を見よう。

まえがきの第二項の実際の運用は困難が予想される。金田一論文は安藤論文よりもこのことへの配慮の度合が高い。作家の作品や文部省の教科書での在りようにも目をとめているがこれは『現代かなづかい』の実施の状況に関心を示す態度のあらわれである。先述の「四年」が金田一論文にかかわっていると考えられる一証となろう。金田一は

△比較4▽

第一のきまりによれば、古かなづかいである・ある・をで書かれたものは、みない・え・おになるはずであるのに、助詞のをだけは除外されている。これについても、世には異論がある。もし、ワ行の

る・ゑ・ををア行のい・え・おで書くというのならば、助詞のをも当然おで書くことにしてべきであるという。これはもつともの意見である。われわれも、理論的には、そうありたいと思う。しかしながら、実際問題としてこれを考へるに、助詞のををと書くことは、一般的の書記習慣としてほとんど固定的のものとなつてゐる。しかもこれは、単独に助詞につかわれるものとして、同系列の他のものからきりはなしてとりあつかつてもよいのであり、また、助詞としてこのかなをつかうのは、別にむずかしいことでもないから、しばらくはこれをもとのままにしておくのが、急激な変化を避けるという点からみてもよいのであるまい。理論の一貫性ということにこだわるにも及ぶまい。

たゞし書きは、助詞のははと書くということを規定している。これを本則としているのは、許容を認めているからである。何を許容するのかといえば、「わ」と書いてよいといふのである。はをわと書いてもよいが、助詞の「は」は、久しく人々が書きなれ見なれて來ているもので、読みあやまることも書きあやまることもない。これが「わ」と書いてあると、かえつて、助詞ではないような錯覚をおこすこともありがちであるから、しばらくこれはもとのまゝにしておいて、「わ」と書くよな習慣が自然にできて来るのを待とうというのが、このたゞし書きのおかれた主意であると受けとられる。

こうこうと聞える。これには、こういう理由がある。

もちろん例外は、よくよくないかぎりは設けないほうがよい。

委員会もそれは皆心得ていたことなのである。だから、この例外を設けたのは、よくよくのことである。およそ改革は、ことに万人の所有である言語の改革は、まさつの少ない、万人のすぐついてこられるようなものでなければ、案がいかにりっぱでも、机上の理想論に終つて、実現できない。理想としては、だれもだれも助詞のををもおにしてしまいたい。しかし、助詞というものの、ことに「が」「の」「に」「を」「へ」「は」などは、最もたくさん出てくる。そのうちささいわにして、「が」「の」「に」は、かなづかいに關係がないからよいが、これらにも増してひんぱんに出る「は」「を」「へ」を現代音によると言って、いちいち

これわ、それわ、わたくしわ
それお、これお、わたくしお

ここえ、そこえ、わたくしえ

というようにならざるを得ない。今までと変りすぎて異様さが目立ち、ちょっと実行の手がにぶる。この助詞さえ、もしこまでどおりにして置いてよかつたら、他の点は、漢字で書くほとんどの隠れて、新かなづかいも、大部分今までどおりで済むから、明日からでも、すぐ新聞を新かなづかいで出せようが、助詞だけは漢字では書けず、いつもかなであって、必ずひつかかる、いちいち直すにかかる手もうるさいが、見る目にも抵抗が多過ぎて、すぐ実行できるか、あやぶまれる。これが、大新聞社側の決定的な意見であつたし、そればかりではなく、その昔動天返しになつた三三年案のころ、一、二の人のいわゆる表音かなづかいで発表される論文を見た記憶に、いかにも、「わ」「お」「え」が、目にたつて、一見異様であつて親しめなかつた記憶が、ある委員たちにもあつたのである。大事の前の小事である。実行できない案では、いかに美しくてもなんにもならない。要は実行できる案でなければ、一時強行されても、少しでも無理があると、動天返しになる憂いがある。そこで委員会も、助詞を元どおりのこすという妥協案を決定するよりほ

助詞の「を」「は」「へ」を、「を」「は」「へ」と書くことをめぐる両論文の解説を引用したが金田一論文に新情報の多いことが注意される。昭和21年の主査委員長安藤正次の報告では「たゞ助詞の「を」は、一方では古くからの書記習慣を顧慮するという点から、一方では特に助詞専用のかなとして使うのに他にまぎれるおそれがないという点から、これを存しておくことにいたしました」と述べている。(「は」「へ」については述べていない)この点からみても金田一論文における新情報は注意されてよいであろう。それでは世間への配慮のほどはどうか。安藤論文では「世には異論がある」としその中身——もし、ワ行の「ゐ・ゑ・を」ア行の「い・え・お」で書くというのならば、助詞のをも当然おに書くことすべきである——に言及している。金田一論文では「例外にせずに、これをも「お」と書いたらよいではないか」という非難がごうごうと聞える。」と述べる。世間に異論のあることとその内容に言及する点では再論文は同じであるが、世間の非難の受け止め方は安藤論文の方が冷静である。両論文は発音主義に徹する立場に立つが「一步の前進」への願いは金田一論文の方がいわば熱烈なものである。

かにしかたがなかつたようである。だがそのためには、大新聞がただちに実行に移し、地方新聞それに追随し、諸雑誌も相づびてこれにならうという実現的効果を奏すことができたのである。「を」を「を」でがまんするようになった痛いところは、そういうわけでできたのである。(中略)「を」と書くほうを許容しておけば、こどもも助かり、新聞社をはじめ、おとなたちも助かり、両助かりであるとわれわれは主張したが、「許容案」では行きたくない、本則に従つて行きたいから、「を」と書くほうを本則とすべきだと主張されるのにひきずられた形である。思うに、新かなづかい案も、もとより永遠の鉄則ではない。漸を追つて進化すべき性質のものである。もしさきへ行つて一步の前進が許される日があつたら、せめてこどもたちを救うために、せいぜい「助詞の「を」もおと書いてもよい」という許容案ぐらい出してよいのではないか。

更に注意されるのは、実行可能な案の実現を求めたことへの国民的理解を求める金田一論文の姿勢の強さである。実行可能な案の制定が急務とされたのは、先の序に当たる部分の金田一論文に明らかである。教育使節団の勧告がそれである。この勧告が背後にあつての実行案はいかにして実現したか、そのことをよくよく理解してほしいとの願いが切实に説かれている。「こどもたち」「おとなたち」への配慮も怠つていいことを強調してもいる。こうした切実な訴えかけは安藤論文には認められない。

二

以上、両論文の文章及び内容につき四点を取り上げ比較した。ここでひとまずそれらを要約し更に説明を加えたい。

一、安藤論文にはなかつた情報が金田一論文には多い。安藤論文との重複も避けられる傾向にある。そこから、金田一論文は安藤論文の単なる焼き置しでないこと、創意のあることが知られる。

二、『現代かなづかい』に対する批判や、世間の実状への配慮は金

田一論文の方が行き届いている。

三、国民の理解を求めて懇切にしかも切々と説く姿勢は金田一論文の方が強い。

右のように要約して差し支えないとすれば金田一論文は安藤論文よりも一層「普及」ということに自覚的であったとしてよいであろう。

『現代かなづかい』を支持しこれを普及する目的でなされしかもそれが制定の直接の関係者の筆になるものは、金田一論文以前には安藤論文しかない。『現代かなづかい』の公布にあたってなされた安藤の主査報告があるがこれは「細目」についての解説をほとんど欠くものであり網羅的なものではない。倉野の言う「樂屋」のことには全く触れていないし、先述の「四年」のことも、当然のことながら含まれていない。

『現代かなづかい』制定の直接の関係者であつた時枝誠記・服部四郎の論文（後に言及する）があるがこれらは普及を直接の目的としたものではなく學問的な立場から『現代かなづかい』の是非を論じたものである。昭和22年5月・同年8月には「『現代かなづかい』について」「現代かなづかいの生かし方」が文部省内国語問題研究会から出されている。これらは単行本「国語の新しい書きかた」「新しい文書の手びき」に收められているが制定の直接の関係者によるものかどうかが不明である。「文部省内国語問題研究会」とあるところからみて、文部省そのものによるものではないとみるべきであろう。

このようにみると、文部省発行の「国語シリーズ」に公表された金田一論文は最も注目るべき普及の書ということになるのである。

三

前々項においては四つの文章及び内容からの比較を試みたが更に比較を続けたい。「二語の連合」を説くくだりをみよう。このことを説

くために両論文は「ぢ・づ」「じ・ず」の発音のことについて言及する。引用は省略に従うがこの点は安藤論文の方が詳しい。金田一論文はそれを踏襲せず、発音上無差別になつたことに重点を置いて簡潔に説くにとどまる。したがつてこの点の情報量は安藤論文の方が多いのである。二語の連合に関する事はどうか。金田一論文の解説を聞こえ。

月（つき）が、三日月となるとき、みかづきと書いては、同一語の月が、両様に書かれるという矛盾が生じ、「すき」では、とうてい、月を理解することができない。それゆえ二語連なつて濁音になつたときは、元のかな濁音にするのでなければ承知ができないというのも、委員中、実行家側の人の主張であった。（中略）世間には、これらの例外を設けずに、やはり一様にじ・ずと書くべきだと主張する声がある。道理である。そこまで行くべきであるが、漸進主義を取つて、しばらく妥協したものである。

これに対応する安藤論文の解説はどうか。

「じ」「ず」のかなで書きあらわすのを異様に感じる人が少くない。「鼻血」はチ（血）の意識がはたらき、「三日月」ではツキ（月）の連想がつよい。それで「はなぢ」と書き、「みかづき」と書くというような除外例を設けたのである。（中略）「ぢ」か「じ」か、「づ」か「ず」かに迷う程度のものならば、はじめから「じ」「ず」で書く方がよいのである。除外例は、「ぢ」「づ」でなければ、一般の人の音韻意識が承知しかねる類のものについての規定に過ぎないからである。

安藤論文において「異様に感じる人が少くない」と述べるところを、金田一論文では「承知できない」というのも、委員中、実行家側の主張であった」とする。委員会の模様にまで触れる姿勢は先の△比較⁴にもうかがえたがこれは国民の一層の理解を求めるとする熱い心情の反映であろう。安藤論文にはない特色である。なお、金田一論文は右の引用に尽きるが安藤論文では「地震・地主・服地・帶地」など

の「地」「融通・神通力」などの「通」、人名の「次郎・治郎」にも言及し、「同音の連呼」にも言及する。したがってこの点でも安藤論文の方が詳しい。

さて、金田一論文では「旧かなのは|ひ・ふ・へ・ほのワ・イ・ウ・エ・オと発音されるものは、わ・い・う・え・おと書く」について次のように解説する。

これは語中・語尾のハ行音が、平安の末に、有声化して、みなワ行に発音されるもののことであるが、当然のことであるのに、世間あるいはこれをとがめて、それでは、歴史的ななづかいを知らなければ、今度のかなづかいを理解することはできないではないかと抗議する。これはたいへんな誤解である。こどもへかなづかいを教えるのには、どういうのは、どのかななどということ無しに、ただ一語一語を、こうこうつづると教えればよいのであって、少しも歴史的かなづかいを教える必要はない。「旧かなで、は|ひ・ふ・へ・ほ」と書いてワ・イ・ウ・エ・オと発音する語は：」というのは、委員会で評議にかけた文句である。こう言うことによつて、一瞬にして、どういう語のことか、一般人および専門家に思いあたらせるために言う語である。教え子にそう言つて教えるとは、どこにも言つていない。教え子には一語一語具体的につづりを教えるから何年もかかる、それが国語教育なのである。(中略)新かなづかいのすべての条文はみな、そう言つて教え子を導けといつもりではなく、単に五分か一〇分間に、こんどの方針を旧かなを知る人々に理解させるための概括なのである。

安藤論文ではどうか。これらは「ワに発音されるは|はわと書く」「イに発音されるひは、いと書く」などの項目において解説されてい る。そこでは発音と仮名との関係が語学的に説かれるだけであり金田一論文の視点は全くない。語学的な面は安藤論文にゆずり、非難への目配りと国民の理解への配慮との面に力点を置いている。先の△比較3／に教育への配慮があつたがここにもそれが見られる。この配慮

は「現代かなづかい」の円滑な普及を目指す視点からもたらされたものであろう。

次に「大きい」などを「おおきい」と書くことに対する解説の仕方を比較しよう。安藤論文では次のようにある。

「おほかみ」(狼)・「ほほ」(頬)などの例においては、ホがオに変つて「おおかみ」・「ほお」となるについて、この方は先行の母音オと結びついて(中略)長母音に発音されるのではないか、もしそ うならば、新かなづかいでは、オ列の長音はオ列のかなに「う」をつけて書くことになつてゐるから、当然「おうかみ」・「ほう」と書かれるべきではないかとの疑問が生ずることと思う。この疑問はもつともある。しかし、これらのホから転化したオは、先行の母音にオがあつてもそれと一つにはならない。音節的のものとして発音されている。

それでは金田一論文はどうか。

「大きい」などを「おおきい」と書く。これは、実は例外というべきものではなくて、その「おお」は「お」が二つ統いた音を見てそ う書くことになつたのである。(長音とみたのなら、当然「おう」と書くべきところである。)が、さてこれを実際に書いてみると長音の「おう」と分けて考へることが一般にはむずかしいという批判がある。そこでこの二つを統一するよう改定を希望する声もあるが、現在のところでは、これらはある限られた少數の語にとどまるから、それをあげて教授するように注意するよりほかはない。(中略)なお、多・遠の類を「おう」「とう」と書いてしまつては、「多 うございます」「遠うございます」のときのかなが、「おううございま す」「とうとうございます」となつて読めない。ゆえに(中略)「おおうございます」「とおうございます」と書くほうがまさつて いるのである。

安藤論文は世間の疑義を一応認めながらも「お」と書くべきことを理論的に説いている。金田一論文は世間の疑義を認めるが安藤論文の

ように説き去ろうとしない。「書くほうがまさつていてる」例を提示しつつも世間の疑義を認める立場に立っている。そうなるとこの件は改定が必要となるはずであるが「現在のところではこれらはある限られた少数の語にとどまるから、それをあげて教授するように注意するよりほかはない」としている。「ある限られた少数の語にとどまるから」という理由づけに説得力があるとは思われないが、この理由づけは安藤論文にはない新情報である。なお、両論文の論調からは先述の「四年」を感じられもする。安藤論文の「疑問が生ずる」「この疑問はもつともである」と金田一論文の「改定を希望する声」とを比較すると、昭和23年2月の時点と昭和27年6月の時点の相違が両論文に反映していることが看取されるのである。

両論文の相違は長音の表記に関する通則の解説にもうかがえる。金田一論文に見られる新情報を中心にあづけてみたい。

これは、長音を書き表わす方法についての規定である。長音は三年式では、棒引きで表わしたのであるが、四一年の貴族院において、森鷗外が立って棒引きかなづかいに反対をして、いつたいこの棒は、文字であるか、文字ならんという文字であるか、と追究して当局をあわてさせ、ついに全部の案をくつがえされた苦い経験があるため、今回はその失敗をくり返さないように苦心をして、棒引きの代りに「やい」を書くことに決定したものである。ここはそういう因縁のある点で、実際の現代音とは合わない方法を取っている。そのためまた一部の非難的となつてている点である。時代は進んだことであり、今回こそあるいは棒引きけつこうかもしだなかつた。といふのは、当局にもすでにじゅうぶんな研究もあり、(中略)正式な由来をもつ助字なのであって、りっぱに存在の資格をもつものであり、外来語の表記には認めているのである。(中略)それらは慣れさえすれば解決される問題であり、(中略)直上の音を引くことを表わし得て便利なもので、これなら、ウで書く方法のような非難は避けえたことであつたろう。国語には、一単語の「あ」や「お」に

終る語がなかつたゆえにこおこお(孝行)、かこお(書こう)、とろお(取る)などと書くと、目に抵抗が多い。同じ母音の中でも、狭い母音なら、あとにきて連母音をなしても、そう苦しまずには発音ができたために、(中略)純国語の上にまでこの発音が、どしどし現れてきたのが例のウ音便(具体例省略)、イ音便(具体例省略)であった。こうしてウおよびイならば、母音でも下につく語がたくさん生じ、発音が変化して、長音化しても、書くには依然としてウおよびイが書かれてきたから、大衆にはウやイは長く引くときに書く文字のような感をいだかせさえもした。ウとイとをもつてして、美観の上からくる反対論をもおさえ、目の抵抗からくる非難をも避けて、とにかく、この新かなづかいを実現することに成功したのである。(中略)

3 オ列長音は、うを添えて書くので、ここが発音に合わないと非難を受けるところである。孝行をこうこう、学校をがつこう、校長をこうちょう、町長をちょうちょう(中略)の類に書くのである。発音どおりではないじやないかという非難に対するは、どこの国の正字法にも、発音と合わない部分がある。正字法は、発音記号ではないからと答えておくであろう。

オ列長音の表記を「ウ」とした理由づけと非難に対する説明がなされているが、安藤論文においてはこれに対応する部分の解説はいかになされているか。長音符ーの長所短所について次のように解説している。

長音符ーをつかつて長音をあらわすということは、手軽でもあり、わかりよい方法でもあるが、新しい音符をかなにまじえて書くといふのが、今までの書記習慣からみてどうかと思われ、音符のかたちが、ひらがなにもかたかなにも調和しないという難もあり、一たびはこれが字音かなづかいには採用されたことがあつたが、世評もよろしくなかつたのである。

これを金田一論文と比較してみると、金田一論文に新情報の多いこ

とがわかる。明治33年案の際の鷗外の発言のこと、長音符一には正式の由来のあること、外来語では認めていることなどは安藤論文にはない。もう一つは、安藤論文とは立場を異にするという点である。一方は否定し一方は肯定しているのである。それでは「こおこお（孝行）」に関する解説はどうか。

オ列の長音をあらわすに「お」をつかうということが、とかくの評をまねきやすい。今までの表記のしかたでは、「お」が語尾に用いられるることはほとんど無いので、これが異様に感じられるからである。

金田一論文には具体例が示され読者にはわかりやすくなっている。それは一層の普及を目指しているからであろう。それではウの採用についてはどうか。

オ列の長音に「ウ」をつかうというのは、古来の書記伝統にもかなうものであり、他との調和もよろしいように思われるが（中略）いろいろの批評がある。

として批評を二点にわけて解説している。「う」という仮名を一方では母音に、一方では長音をあらわすことにして使用するのは体系をみだすという批評が一つである。これに対して安藤は「今までのかなによつての書きあらわし方を考える以上、これはやむを得ないことである」と説明している。もう一つは、「う」を一方ではウ列の長音をあらわすのに用い、一方ではオ列の長音に用いるのはどうかという批評である。安藤はこれに対しても

これも一おうはもつともな意見であるが、そうすれば、オ列の長音を書くのには「お」をつかうはかない。しかし、それには、すでに述べたような難がある。いずれにしても、多少の無理はまぬかれるがないのである。同じことならば、今までの書記習慣の伝統にそよう的な表記の方法をえらぶ方が、新奇な方法を講ずるよりはよからうと思われる。その点からみれば、さしあたつては、「現代かなづかい」の表記の通則の方がしかるべきものとなるのではないかろうか。

「う」のかなが、ウ列の長音をあらわすにも、オ列の長音をあらわすにも用いられたのは、古くからのことである。理論的におかしいといつても、見なれてはたれもあやしまなくなつて來ている。

とする。金田一論文はここでも具体例を示し理解を容易なものにする配慮を怠らない。なお、金田一論文では「非難」という言葉を用いて世間の評の厳しいさまを伝えていることにも注意したい。安藤論文はそうしたさまを伝えない。先の△比較4▽などでは、委員会の模様にふれるところが金田一論文にあることを指摘したが、ウ列拗音の長音を解説するくだりにもそれがある。

「宜しう」「美しう」「嬉しう」は、やはり「しゅう」でなく「しう」で行くほうが適当とも考えられる。一字少ないだけでも、見た目にも、書くのにも、活字を拾う上でも助かるであろうが、この点、新聞のほうに別に抗議なく、若い委員たちは少しでも、発音に近いほうを好むので、本条のように定まったように記憶する。

安藤論文は、「宜しう」「美しう」などとするのは語法的にみて合理的でないことを指摘するだけであって、金田一論文の視点はない。

最後に、「第十「促音をあらわすには、つを用い、なるべく右下に小さく書く。」についてみよう。安藤論文はこの点に言及していないが昭和21年の主査委員長報告では、

促音をあらわすには、やはり普通の慣習に従いましてつを右下に小さく書くことを本体といたしました。拗音促音を右下に小さく書くことが印刷その他の関係で不可能である場合を考慮されておりま

す。

とある。金田一論文はどうか。

この拗音を表わす「よ」や、促音を表わす「つ」はなるべく右側へ小さく書くことが好ましいことである。毎日の新聞紙などには早急には実行されないが、それでも徐々には実行の機運に向かいつつあることが感じられる。

安藤は先の報告でそのように述べているが安藤論文では「つ」なら

ぬ「つ」を用いている。(これは単行本の印刷のレベルのものと考えられる)金田一は昭和27年6月の時点においてそれまでの実行の状況を顧みている。この視点は『現代かなづかい』の細則・通則などの実行状況や批判にもあったとしてよいであろう。促音の表記だけがこの視点で顧みられ他は否であったとは徹底考えられない。制定当時の金田一の役割からみても、金田一論文をものすにあたり、実行状況や批判を視野に入れていないとは考えられない。そのことの端的なうらづけとなるものの一つが右の文章である。

四

て次のものを指摘したい。

- 1、時枝誠記「国語審議会答申の「現代かなづかい」について」(国語と国文学 昭22・2)
- 2、つださうきち「いはゆる「新かなづかひ」に対する疑ひ」(象徴昭22・6) (6)の論文に批判がある)
- 3、時枝誠記「国語仮名づかひ改定私案」(国語と国文学 昭23・3)
- 4、大岩正仲「現代かなづかい」批判」(国語と国文学 昭23・5)
〔6〕の論文に引用がある)
- 5、美濃部達吉「国語仮名づかひに付いて」(文芸春秋 昭23・6)
〔6〕の論文に批判がある)
- 6、服部四郎「現代かなづかい」批判」(国語と国文学 昭25・2)
- 7、大岩正仲「長音かなづかいの再吟味」(音声の研究7 昭26・5)
右の七論文のうちの著者時枝誠記、服部四郎はいずれも国語審議会委員であり同かなづかいに関する主査委員会委員であった。その三論文は東京大学文学部国語国文学会の編集になる雑誌に発表されている。(これらは、先の安藤論文とは異なり、普及を旨とするものではない。したがって金田一論文との全面的な比較に堪えるものではない)金田一はそれらに対し自分の立場を明らかにし反論をものしたということは推測されてよいであろう。大岩正仲の論文は時枝、服部同様「国語と国文学」に発表されている。つださうきちのものは「象徴」に、美濃部達吉のものは「文芸春秋」に公表されている。これらは「6」の服部論文で言及されている。大岩のもう一つの論文は「音声の研究7」に発表されたものであり「国語と国文学」の論文の続編である。金田一はこれらの論文にも目を通していたと推測される。これらの論文における批判と金田一論文の論駁などがどう対応するかは更なる推測となるから深入りを避けたい。金田一論文は批判点や論者、論文名を明示してのものではないからである。しかしながら「1」と「7」の主な提言や批判は何であつたかを明らかにしておくことは無意味ではあるまい。以下の(1)~(2)はその要約である。

そこでこの項では先に述べた「四年」の問題に近づいてみたい。先の「三」において金田一論文の一特色として、「国民の理解を求めて懇切にしかも切々と説く姿勢」の強いことを指摘したが、そうした姿勢の強さの背景に「四年」もあつたと推測したいのである。「一」に指摘した「創意」の背景にも「四年」が作用する可能性がある。先に、新聞や教科書の仮名遣いに配慮する姿勢が金田一論文にあることを指摘しこれを「四年」の一側面としたが、以下もう一つの面を指摘したい。

『現代かなづかい』に対する賛成論や批判論は昭和27年までに限つても数が多いが、そのうち有識者の目に触れたと考えられる論文とし

- (1) 原案の解説に充分の親切心があつたか疑わしい。
- (2) ひたすら原案を通過させる工作にのみ力を注いでいた感がある。
- (3) 閲議の決定を経たからといって無条件に承認してはならない。厳正な批判は将来に残されている。
- (4) 文語と口語の二元論を説き『現代仮名遣い』の及ぼす範囲を現代の口語体のものに限定したのは、問題の紛糾を恐れた巧みな逃避である。
- (5) 表音主義は表記の不斷の創作とならざるを得ない。
- (6) 記載者の音韻意識に基づけば「狼」は「おおかみ」ならぬ「おうかみ」のはずである。
- (7) 文字が音と離れたものはできるだけ音に接近させる。
- (8) 記載の浮動を避けるために標準語の音に従う。
- (9) できるかぎり歴史的変遷の事実に沿って改める。(例、「美しゅう」とせず「美しう」とする)
- (10) 『現代かなづかい』は本当に発音どおりであるか。
- (11) 一貫した原則をもつてゐるか。
- (12) 発音どおりにすることにどれほどの意味と価値があるか。
- (13) 制定後一年半以上になるが当局者の説明がない。
- (14) 『現代かなづかい』の組織は、統一に欠ける。
- (15) 細則の示し方は、これこれの発音をする言葉はこれこれの書きかたをするという形式であるべきである。
- (16) 『現代かなづかい』は歴史的かなづかいの知識を予想した規定である。
- (17) オ列長音の他の書き方が何であるかの説明がない。
- (18) 「二語の連合」における「語」の認定はどうするのか。
- (19) 助詞の「は」の意識の薄れているものと否のものとの区別はどうするか。
- (20) 「現代語音」とは何か、あまり明瞭でない。
- (21) さらに「発音式」とするためには改訂を要する点がある。(例え

ば、助詞の「は・へ」

(22) 小文字の「つ」は印刷にも不便で、見た所もあまり明瞭でないか
ら、「ツ」を採用してはどうか。

以上「1」～「7」の論文に示されている提言、批判、疑義などを列挙した。金田一論文がこうしたこと念頭に置いてものされていると推測したいのであるがいかがであろうか。小論では、(1)～(22)と金田一論文との逐一の対比を省略するが金田一論文の視点、論調、内容は(1)～(22)に触発されるところがあるまいか。安藤論文のものされた時点にくらべ金田一論文の時点での『現代かなづかい』に対する提言、批判、疑義は厳しい。金田一はそれを自覚して社会的責任を果そうとしたのだと考えたい。

金田一京助は「現代仮名遣論—小泉信三先生にたてまつる—」という論文を公表している。これは『中央公論』(昭28・4)に掲載されたものであるが、副題から明らかのように小泉信三の批判に応えたものである。小泉論文は『芸春秋』(昭28・2)に公表されたものであり『現代かなづかい』を含む戦後の国語施策を批判したものであるが金田一はこれに応じてゐるのである。こうしたことから考へても、金田一が昭和27年の時点において『現代かなづかい』へのそれまでの提言、批判、疑義などに関心を寄せていたと考えてよかろう。また、機会を得て自分の立場や考えを公表したいと考えていたとみなしてもよいであろう。

金田一論文は文部省発行のものであるから、「樂屋」は出さずにはいわば淡々とあたらずさわらずに解説する行き方もあり得たであろう。しかしそうはせずに如上のごとき文章・内容であつたのである。私はこの点を高く評価したい。

(補い) 文部省は機を見て金田一に執筆を依頼したものであろうが安藤への依頼が当を得てゐるかに思える。依頼しなかつたものか安藤がことわつたものかつまびらかでない。安藤は昭和27年に他界しているから、あるいは依頼はなかつたかも思われる。

五

『現代かなづかい』の普及は金田一論文以後、文部省・文化庁によつて行われる。だが、安藤、金田一と立場を同じくする制定関係者によつてなされることはなかつた。文部省によるものは『国語シリーズ』『ことばシリーズ』によつて行われ現在に至つてはいる。『現代かなづかい』は『現代仮名遣い』の制定によつて廃止となつたが新たに制定されたものの普及は金田一のような立場の関係者によつてはなされていない。論文あるいは解説の形で『現代仮名遣い』を網羅的に説きそれを公的機関に発表したものはない。「委員会」の模様への言及もなし。金田一論文以後の普及のあとをこのようにあとづけてみると、金田一京助の著した「現代かなづかいの意義」はその普及の歴史上最も注目すべきものとなるのである。普及への情熱、国民の理解を求める論述の仕方など学ぶべき点は多い。

△付記△

『現代かなづかい』『現代仮名遣い』の内容、普及の在り方などを問題にするに際しては、小論で言及したこのほかにまだ問題とすべきことがある。それらのいくつかは次の拙稿において論じているので小論と併せてご批判をたまわりたい。

- (1) 「現代仮名遣い」の教育の一視点(月刊国語教育 昭61・11)
- (2) 「現代かなづかい」と教科書(解釈 昭62・2)
- (3) 「現代かなづかい」と教科書・統編(千葉経済短期大学初等教育科研究紀要 昭62・3)
- (4) 「現代かなづかい」普及の一問題—細則第九の場合—(解釈 昭62・11)
- (5) 教科書における「かなづかいの決まり」(千葉経済短期大学初等教育科研究紀要 昭63・3)

- (6) 統・「現代かなづかい」普及の一問題(解釈 平成元・4)
(7) 「現代かなづかい」普及の一問題—「言う」の場合—(解釈 平成2・5)